

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	同一グループ内の保険会社を再委託者とする保険募集の再委託	
担当部局	金融庁総務企画局企画課保険企画室	電話番号： 03-3506-6000(内線3557) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成24年1月26日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状及び問題点】 保険募集については、その適正性を確保し、保険契約者を保護する観点から、保険会社から保険募集人に対する直接の委託のみが認められている。このため、保険会社のグループ化が進展する中で、グループ内の他の保険会社を再委託者とする再委託を行うことができず、当該他の保険会社の販売基盤を活用できないことは、グループとしての経営の効率化や顧客サービスの向上が図られないことにつながる可能性がある。</p> <p>【目的及び必要性】 上記問題に対応するため、保険契約者の保護を図りつつ、グループ内における他の保険会社の販売基盤の効率的な活用を可能とし、経営資源の有効活用による保険会社の業務の効率化や保険契約者の利便性の向上を図る必要がある。</p> <p>【内容】 内閣総理大臣の認可制の下、同一グループ内の保険会社を再委託者とし、再委託者が自らも保険募集の委託をしている保険募集人を再委託者とする場合には、保険募集の再委託を認める。 法令の名称・関連条項とその内容 保険業法第2条第19・21・22項、第275条第3～5項、第282条第1・2項、第283条第2～5項</p>	
想定される代替案	代替案： 同一グループ内の保険会社を再委託者とし、再委託者が自らも保険募集の委託をしている保険募集人を再委託者とする場合に限定して、保険募集の再委託を認める。(内閣総理大臣の認可制としない。)	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	委託者である保険会社(以下「委託者」という。)及び再委託者である保険会社(以下「再委託者」という。)の双方において、再委託に係る適正な保険募集を確保するために必要な体制の整備等の措置を講ずるための費用が発生するが、委託者においては自らが代理店に保険募集を委託する場合と比較して当該費用は減少すると見込まれる。また、再委託に係る認可申請に伴う費用が、委託者、再委託者双方において発生する。	委託者及び再委託者の双方において、再委託に係る適正な保険募集を確保するために必要な体制の整備等の措置を講ずるための費用が発生するが、委託者においては自らが代理店に保険募集を委託する場合と比較して当該費用は減少すると見込まれる。
(行政費用)	再委託の認可申請に対する行政庁(国)における審査等において、委託者、再委託者それぞれに、再委託に係る適正な保険募集を確保するために必要な体制の整備等の措置が講じられているかを確認するための費用が発生する。	特段の費用は発生しない。
(その他の社会的費用)	特段の費用は発生しない。	再委託に係る認可を得ることなく再委託が行われるため、委託者及び再委託者において、再委託に係る適正な保険募集を確保するために必要な体制の整備等の措置が十分に講じられない懸念がある。このような措置が十分に講じられない事態が顕在化した場合には、不適切な募集行為が行われ、保険契約者の保護上問題が生じる可能性がある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	再委託者である保険会社の販売基盤を活用した保険募集により、委託者である保険会社においては収益機会の拡大やグループ内の経営資源の有効活用が、保険契約者においては顧客サービスの向上が、それぞれ見込まれる。	本案と同等の便益が発生する。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(1)費用と便益の関係の分析 本案については、遵守費用及び行政費用が新たに発生するものの、適正な保険募集を確保するための体制整備や再委託に係る認可によって、保険契約者の保護が図られるものであり、これらは制度の運用に際して必要最小限の費用である。一方で、委託者における収益の拡大、グループ内の経営資源の有効活用や顧客サービスの向上という、多大な便益が発生することが見込まれ、得られる便益によるプラスの効果は、費用の発生というマイナスの効果を上回るものと考えられ、本案による改正は適当といえる。</p> <p>(2)代替案との比較 遵守費用及び行政費用について、本案が代替案を上回るが見込まれる。しかしながら、代替案においては、再委託に係る適正な保険募集を確保するために必要な体制の整備等の措置が十分に講じられないことによって、不適切な募集行為が行われる可能性があり、保険契約者の保護の観点から看過することはできない。したがって、本案が適当と考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	『保険会社のグループ経営に関する規制の見直しについて』(保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ報告書・平成23年12月2日)	
レビューを行う時期又は条件	「保険業法等の一部を改正する法律」の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考		